

卷末資料

- ・ 卷末資料① - 1 -
 - 第 1 回検討委員会資料 (抜粋)
 - 第 2 回検討委員会資料 (抜粋)

令和7年度 CLT・LVL 等の建築物への利用環境整備事業
CLT・LVL 等の利用拡大のための環境整備(持続可能な木材供給・利用の環境整備)
第1回検討委員会

議事次第

日時 令和7(2025)年8月8日(金) 15時00分から17時30分
場所 東京都千代田区六番町7番地 日林協会館 3階 大会議室
(対面およびWeb会議「Webex」を利用)

1. 開会

2. 挨拶

林野庁 林政部 木材産業課 木材製品技術室 室長 川原 聡
一般社団法人日本森林技術協会 理事長 小島 孝文

3. 委員等紹介

4. 議事次第

(1) 事業の実施計画

- ・ 本事業の背景、目的

(2) 追加検討・調査事項

(3) 意見交換

- ・ (仮称)持続可能性に配慮した木材供給に係るガイドンス(案)について

(4) その他(今後のスケジュール等)

5. 閉会

【資料】

資料1 事業の実施計画

資料2 追加検討・調査事項

参考資料1 昨年度の振り返り(R6 報告書抜粋)

参考資料2 (仮称)持続可能性に配慮した木材供給に係るガイドンス(草案) 要旨

【委員等名簿】

(委員は50音順、敬称略)

区分	No.	氏名	所属	出欠
委員	1	青井 秀樹	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林業経営・政策研究領域 チーム長(木材利用動向分析担当)	Web 出席
	2	青木 富三雄	一般社団法人住宅生産団体連合会 環境部長兼建設安全部長	出席
	3	安藤 範親	株式会社農林中金総合研究所 基礎研究部 主任研究員	出席
	4	関山 康忠	大成建設株式会社 設計本部 先端デザイン部 木質建築推進室 シニアアーキテクト	出席
	5	佐藤 太一	南三陸森林管理協議会 事務局長 (株式会社佐久 代表取締役)	欠席
	6	鈴木 信哉	ノースジャパン素材流通協同組合 理事長	出席
	7	立花 敏	京都大学 大学院農学研究科 森林科学専攻 森林・人間関係学分野 教授	出席
	8	田島 大輔	田島山業株式会社 取締役	出席
	9	早瀬 悟史	全国森林組合連合会 組織部長	出席
	10	本郷 浩二	一般社団法人全国木材組合連合会 副会長	出席
オブザーバー	11	大池 一城	大成建設株式会社 サステナビリティ総本部 サステナビリティ経営推進本部 環境経営推進部長	出席
	12	西岡 敏郎	一般財団法人日本不動産研究所 研究部 上席主幹	Web 出席
	13	本山 淳一	林野庁 林政部 木材利用課 木質バイオマス推進班 課長補佐	Web 出席
	14	川島 裕	林野庁 森林整備部 計画課 海外林業協力室 海外森林資源 情報分析官	
	15	田端 朗子	林野庁 森林整備部 計画課 海外林業協力室 課長補佐	
	16	高田 隼輔	林野庁 森林整備部 計画課 海外林業協力室 指導係長	
	17	尾鷲 凌子	林野庁 森林整備部 計画課 海外林業協力室 企画調整係	
	18	加瀬 慶典	林野庁 森林整備部 計画課 森林計画指導班 調整係長	
	19	今井 裕太郎	林野庁 森林整備部 計画課 全国森林計画班 全国森林計画係長	
	20	津山 藍	林野庁 森林整備部 森林利用課 森林環境保全班 花粉発生源対策調査官	
	21	牧田 朋子	林野庁 森林整備部 森林利用課 森林環境保全班 森林生物多様性専門官	
	22	日吉 晶子	林野庁 森林整備部 森林利用課 森林環境保全班 推進係長	
	23	阪本 海	林野庁 森林整備部 森林利用課 森林環境保全班 企画係長	
	24	近藤 美由紀	林野庁 国有林野部 経営企画課 国有林野生態系保全室 課長補佐	

林野庁	25	川原 聡	林野庁 林政部 木材産業課 木材製品技術室 室長	出席
	26	中村 誠	林野庁 林政部 木材産業課 木材製品技術室 課長補佐	
	27	伊籐 直哉	林野庁 林政部 木材産業課 木材製品技術室 住宅資材企画係	
事務局	28	小島 孝文	一般社団法人 日本森林技術協会 理事長	
	29	窪江 優美	一般社団法人 日本森林技術協会 事業部 森林創生支援室 専門技師	
	30	井上 樹芳	一般社団法人 日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ 専門技師	
	31	田井 紗也子	一般社団法人 日本森林技術協会 事業部 森林創生支援室 専門技師	
	32	安間 勇樹	一般社団法人 日本森林技術協会 事業部 森林創生支援室 室長補佐	

以上

令和7年度 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業
CLT・LVL等の利用拡大のための環境整備
持続可能な木材供給・利用の環境整備
第1回検討委員会

事業の実施計画

Japan Forest Technology Association



令和7（2025）年 8月 8日（金）
15時00分～17時30分
場所 日林協会館 3階 大会議室
（Web会議「Webex」を併用）

一般社団法人
日本森林技術協会

1.

・事業の背景・目的

2.

・学識経験者等で構成する委員会（検討委員会）

3.

・事業のスケジュール

1. 事業の背景・目的①（仕様書抜粋）

事業の内容

ア 林野庁と協議の上で選定した学識経験者等で構成する委員会を設置し、当該委員会において、事業の実施方針の策定と進捗管理を行うとともに、木材供給事業者が建築事業者等からの要求に応じて行う持続可能性に配慮した木材（以下「当該木材」という。）供給のあり方について検討を行う。

イ アの検討においては、林野庁及び委員会と協議の上で、当該木材の供給について、関連する制度等や建築事業者等から求められる具体的な要件を抽出した上で、これらの要件を満たす上での課題・対応策を整理し、**木材供給事業者向けのガイダンス**（以下「ガイダンス」という。）の作成を行う。なお、この際、過年度の成果も踏まえ、以下の視点に留意する。

- (1) ガイダンスの役割（位置づけ、目的、対象者等）
- (2) 情報の種類等（当該木材の要素、川上事業者等が独自に行う生物多様性保全等の取組に係る情報の取扱い、国際的な枠組みへの対応等）
- (3) 事業者の実態を踏まえた当該木材の情報の伝達方法
- (4) 当該木材の情報・利用に関する関係者の役割

なお、検討にあたっては、過年度の成果も踏まえ、必要に応じて持続可能性に配慮した木材供給に関連する国内及び国際的な議論の動向や我が国の林業・木材産業の現場実態や取組事例等を調査し、その結果を適切に活用するものとする。

ウ 上記のほか、持続可能な森林経営に係る我が国の既存制度や、それらを背景として我が国の森林から生産される国産木材の利用に係る取組が、企業及び建築物の評価等において積極的に評価されるような枠組みのあり方についても、必要に応じて、林野庁及び委員会と協議の上で、検討を行う。

エ アからウまでの検討成果について、林野庁及び委員会と協議の上で、報告書及びその概要資料として取りまとめる。

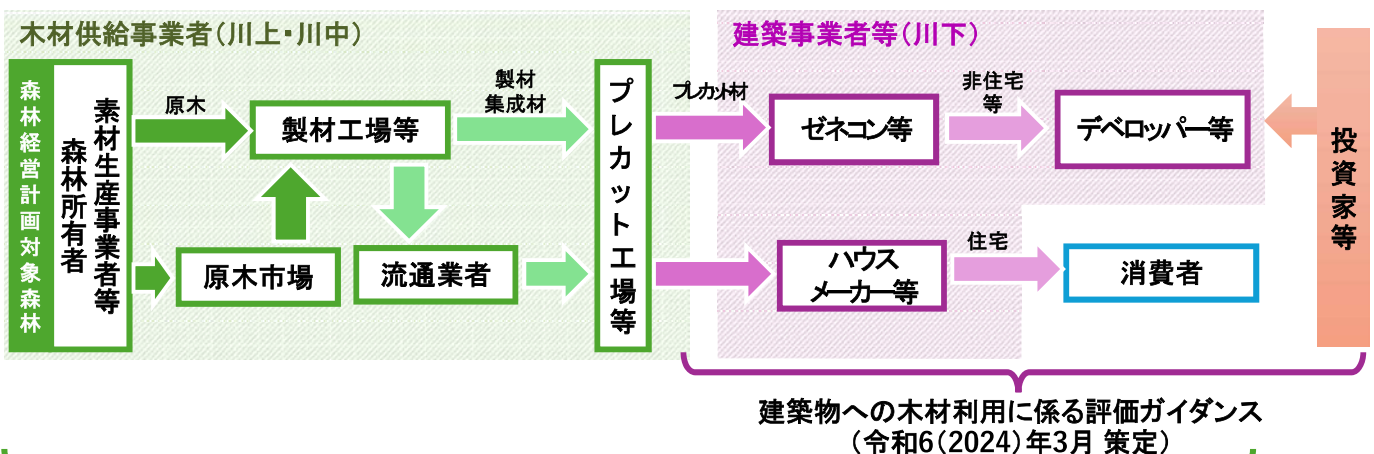
2025/8/8

©Japan Forest Technology Association

3

1. 事業の背景・目的②（目的）

過年度の成果も踏まえながら、建築事業者等（川下）からの要求に応じて行う持続可能性に配慮した木材供給について、**木材供給事業者向けのガイダンス**の作成を行う。



生物多様性保全の観点も含め持続可能性に幅広く配慮した木材(国産材)の供給のための環境整備が必要 ⇒令和6(2024)年度

- ・持続可能性に配慮した木材に関する課題と対応方向を抽出
 - ・ガイダンスの構成要素を作成
- ⇒令和7(2025)年度 **ガイダンスを作成**

2025/8/8

©Japan Forest Technology Association

4

2. 学識経験者等で構成する委員会（検討委員会）

学識経験者等で構成する委員会において、事業の実施方針の策定と進捗管理を行うとともに、事務局によるガイダンス案等のインプットを受けて、持続可能性に配慮した木材供給のあり方を検討する。

No.	分野	氏名	所属・役職
1	学識経験者	青井 秀樹	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林業経営・政策研究領域 チーム長（木材利用動向分析担当）
2		立花 敏	京都大学 大学院農学研究科 森林科学専攻 森林・人間関係学分野 教授
3	金融	安藤 範親	株式会社農林中金総合研究所 基礎研究部 主任研究員
4	川上	佐藤 太一	南三陸森林管理協議会 事務局長（株式会社佐久 代表取締役）
5		田島 大輔	田島山業株式会社 取締役
6		早瀬 悟史	全国森林組合連合会 組織部長
7	川中	鈴木 信哉	ノースジャパン素材流通協同組合 理事長
8		本郷 浩二	一般社団法人全国木材組合連合会 副会長
9	川下	青木 富三雄	一般社団法人住宅生産団体連合会 環境部長兼建設安全部長
10		関山 泰忠	大成建設株式会社 設計本部 先端デザイン部 木質建築推進室 シニア・アーキテクト

※敬称略。分野別かつ50音順で示す。

2025/8/8

©Japan Forest Technology Association

5

4. 事業のスケジュール①

事業内容	令和7（2025）年							令和8（2026）年			
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ア. 検討委員会等の設置・運営			★ 第1回 8/8 ・事業実施計画 ・ガイダンス素案			★ 第2回 想定 次頁 候補日 案	★ 1ヶ月間 ガイダンス 確認期間		★ 第3回 想定 次頁 候補日 案		
イ. ガイダンスの作成	① 追加 調査等		追加調査 ・ 過年度からの補足等も含め、 Webヒアリング、現地調査、 アンケートを実施予定				予備調査 期間				3月19日（木） 納品日
	② ガイダンス 作成	素案作成 ・ 昨年度の振り返り ・ 目的等確認		初稿作成 ・ 委員会時の意見等を踏まえ、 初稿作成		初校作成 （～12月中旬） ・ 委員会時の意見等を踏まえ、 初稿作成		再校～校了 ・ 確認期間、委員会時の意見等を踏まえ、 最終稿作成			
ウ. とりまとめ						報告書の作成 ガイダンスの概要版・詳細版の作成					
エ. 事業成果の普及								日林協HP 公開 森林技術への寄稿等			

2025/8/8

©Japan Forest Technology Association

6



4. 事業のスケジュール② 第2回・第3回日程調整

- 各回ともに候補日（選択肢）をご確認いただき、ご都合をお聞かせください。
- **第2回検討委員会の日程調整（候補日 | 2候補日（3選択肢））**
 - 11月10日（月）AM（10：00～）
PM（13：30以降調整）
 - 11月12日（水）PM（15：00～）
- **第3回検討委員会の日程調整（候補日 | 2候補日（4選択肢））**
 - 2月12日（木）AM（10：00～）
PM（13：30以降調整）
 - 2月13日（金）AM（10：00～）
PM（13：30以降調整）
- 第2回および第3回の間（12月～1月）で、ガイダンス照会期間を設ける予定となっております。ご協力いただけますようお願い申し上げます。

・上記の日程を確認し、ご都合を事務局へご連絡いただけますと幸いです。

令和7年度 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業
 CLT・LVL等の利用拡大のための環境整備
 持続可能な木材供給・利用の環境整備
 第1回検討委員会

追加検討・調査事項

Japan Forest Technology Association



令和7（2025）年 8月 8日（金）
 15時00分～17時30分
 場所 日林協会館 3階 大会議室
 （Web会議「Webex」を併用）

一般社団法人
 日本森林技術協会

1.

・追加検討・調査の背景・目的

2.

・議論(1)全般的な事項

- ・ガイダンスの位置づけ・役割（昨年度成果の確認）
- ・「持続可能性に配慮した木材」の考え方

3.

・議論(2)情報の種類等

4.

・議論(3)情報の確認・伝達

5.

・議論(4)関係者の役割

6.

・追加調査

- ・アンケート【川上】
- ・ヒアリング【川下】



1. 追加検討・調査の背景・目的①

- 「(仮称)持続可能性に配慮した木材供給に係るガイドンス」を作成するため、**過年度に整理した「持続可能性に配慮した木材の課題と対応方向」を深掘りする。**
- 「課題と対応方向」の深掘りを行うために、**各種情報を収集・整理および検討するとともに、現地調査(またはWebヒアリング)やアンケートを実施する。**

課題		対応方向
(1) 全般的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ガイドンスの役割 	<ul style="list-style-type: none"> 川上/川中/川下で共通認識を持った上で持続可能性に配慮した木材の利用を促進するものとして整理(「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」の別冊とすることも想定) 森林組合、林業事業者等の森林管理の担い手、木材の流通・加工事業者、建築事業者等、建築物への木材利用のサプライチェーン上にある関係者が使用するものとして分かりやすく整理
(2) 情報の種類等	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能性に配慮した木材の要素 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の対象は建築物において利用される木材であり、「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」(R6.3)において整理された要素に加え、生物多様性の保全に配慮した森林施業など最近の動向への対応を整理
	<ul style="list-style-type: none"> 合法性の確認等既存の仕組みに加えて川上の事業者等が独自に行う、生物多様性保全等の取組に関して求められる情報の取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 川下事業者と連携して行う取組も含め川上事業者の独自の取組に係る情報の取扱いについて、事例を基に情報の内容を整理
	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な枠組みへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な枠組における林業分野で必要な情報の内容を日本の森林及び関係者の特徴を踏まえて整理
(3) 情報の確認・伝達	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の実情を踏まえた情報の伝達方法 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の種類に応じた伝達方法を整理
(4) 関係者の役割	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能性への配慮に関する情報の利用者や情報の伝達に関わる者等について、求められる役割 	<ul style="list-style-type: none"> 川下・川中を含む関係者の役割には、様々なパターンが想定されることから、役割の整理に向けた着眼点を更に整理

2025/8/8

©Japan Forest Technology Association

3



1.【参考】持続可能性に配慮した木材供給の課題

- 持続可能性に配慮した木材供給の課題を、**川上(森林経営)・川中(木材加工・流通)・川下(建築事業者等)の関係者ごとの視点別・共通の課題を整理した。**
- **関係者ごとに抱えている課題を最小限に抑え、また、関係者における共通認識の醸成を促すことにより、関係者ごとの価値向上と持続可能な社会の実現に貢献することを目指す。**

区分	主な課題
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 「持続可能性に配慮した木材」の定義のばらつきにより、関係者間のコミュニケーションが不足
	<ul style="list-style-type: none"> 追加情報のコスト負担と価格転嫁
	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な枠組みとの整合性
川上 森林経営	<ul style="list-style-type: none"> 需要側(川中・川下)の評価が弱い。 認証取得がインセンティブになりにくい
	<ul style="list-style-type: none"> 再造林等の生物多様性に配慮した施業に関する経費は不明確
	<ul style="list-style-type: none"> 証憑書類の収集や保管が負担
川中 木材加工・流通	<ul style="list-style-type: none"> 「持続可能性に配慮した木材」の要件が不明確
	<ul style="list-style-type: none"> 合法性に追加した情報(+α)をとりまとめる仕組みが不明確 取引に係るコストが増加傾向
	<ul style="list-style-type: none"> トレーサビリティ技術の標準化不足
川下 建築事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 認証材の供給量が限定的(確保しにくい) 再造林された材の供給量が不明
	<ul style="list-style-type: none"> 施業状況や伐採後の再造林について、製品単位で把握できない
	<ul style="list-style-type: none"> 複数ある認証制度、情報開示の枠組みの適切な選択が難しい(負担)

2025/8/8

©Japan Forest Technology Association

4



1. 追加検討・調査の背景・目的②

【過年度に引き続き留意】持続可能性に配慮した木材供給に向けた検討等の2つの視点

- ① 持続可能性に配慮した木材供給の際に木材供給事業者（川上・川中）が求められる取組の水準
- ② 木材供給事業者（川上・川中）が上記の水準を満たしていることを確認し、かつ、その情報を建築事業者等（川下）まで伝達する方法

本日、ご議論いただきたい事項

➤ (1) 全般的な事項

- ガイダンスの位置づけ・役割（昨年度成果の振り返り）
- 「持続可能性に配慮した木材」の考え方（生物多様性等を含む）

➤ (2) 情報の種類等、(3) 情報の確認・伝達、(4) 関係者の役割

- 持続可能性に配慮した木材の供給に係る取組に関するアンケート
- 建築物の発注者（木材の最終需要者）や、先進的な取組を実施している建設事業者等への追加調査



2. 議論(1)全般的な事項①

ガイダンスの位置づけ・役割（昨年度成果の確認）

- 建築分野では、ESG の観点から木材利用による効果に対して期待が高まっている一方、投資家や金融機関における「グリーンウォッシュ」への懸念も強まっており、適切な評価と情報開示が必要
- このため、林野庁「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス（令和6年3月）」（以下、「木材利用評価ガイダンス」という。）では、「持続可能な木材の調達（デュー・デリジェンスの実施）」において、企業等のリスク回避のために重要な取組（確認すべき内容）を示したところだが、国内の木材供給・利用に関わる者は多段階であり、実際に関係者が連携して取り組むための認識の共有が難しい。また事例情報も散在しており参照しにくいといった状況
- さらに、生物多様性保全や再生林の促進など川上の事業者が独自に行う取組もみられ、これらもTNFDへの対応やカーボンニュートラルへの貢献の観点から重要であり、持続可能な森林経営への貢献として評価が可能である一方、木材利用評価ガイダンスでは未記載
- このため、本年度作成を目指すガイダンスにおいては、木材利用評価ガイダンス作成以降の情報も加え、特に国産材について、川上/川中/川下で共通認識を持った上で持続可能性に配慮した木材の利用を促進するものとして整理し、森林管理の担い手、木材の流通加工事業者、建築事業者等、建築物への木材利用のサプライチェーン上にある関係者が使用するものとして分かりやすく整理することを、昨年度事業の取りまとめで確認。
- なお、昨年度の議論を踏まえれば、持続可能性に配慮した木材の供給と利用の両方を促す観点が重要であり、本ガイダンスの使用を想定する主体は木材供給事業者（川上・川中）としつつ、建築事業者・建築主等（川下）についても木材の持続可能性に関する理解醸成を目的に本ガイダンスの参照を推奨するものとして作成。

2. 議論(1)全般的な事項②

「持続可能性に配慮した木材」の考え方

- ▶ 昨年度事業の第3回検討委員会において確認したが、ガイダンス作成の基礎となるため、以下のよう
に考え方を整理

『森林資源の保続や森林の多面的機能の発揮への配慮がなされている等、我が国の既存制度等に基づく適正な森林管理下で持続可能な森林経営が行われている森林から生産された木材のことを指す。その根拠となる情報としては、森林の更新の担保を確認できる関連国内制度の遵守の証明を基本とする。』

- ▶ 国際的にも我が国の木材は違法伐採等に関して低リスクと評価されており（FSCナショナルリスクアセスメント）、その根拠として「森林計画制度」「林地開発許可制度」「保安林制度」等が挙げられている。
- ▶ そのため、国内関連制度の遵守の確認（合法性の確認）が基本であり、さらに、各種管理計画によって伐採後も更新が図られているものは持続可能な森林経営が行われているとみなすことができる。
- ▶ これらのことから、「木材利用評価ガイダンス」「2. 持続可能な資源の利用（1）持続可能な木材の調達（デュー・デリジェンスの実施）」において、利用する木材について以下を確認していることを示すことと整理されたところ。
 - ▶ i) ①合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）に基づき合法性が確認でき、かつその木材が産出された森林の伐採後の更新の担保を確認できるものであること、又は②認証材（森林認証制度により評価・認証された木材）であることのいずれかであること。
 - ▶ ii) サプライチェーンにおいて「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえた人権尊重の取組が実施されていること。
- ▶ また、持続可能性への貢献に係る追加的な評価のため、生物多様性保全や再造林の促進等に取り組む独自の活動も確認されたところ。

2025/8/8

©Japan Forest Technology Association

7

2. 【参考】わが国の森林の評価について

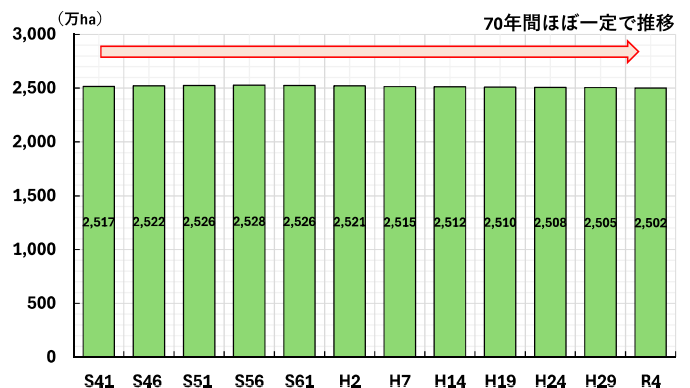
- ▶ TNFDセクター別ガイダンス（「林業・製紙パルプ」、「エンジニアリング・建設・不動産」）においては、木材リスク評価の参照ツールとして「Global Forest Watch」、「Global Illegal Logging and Associate Trade Risk Assessment Tool」、「FSCナショナルリスクアセスメント」などが紹介されている。
- ▶ 「FSCナショナルリスクアセスメント」では我が国の木材を低リスクと評価しており、その根拠として、長期的な計画に基づき適切な森林の取扱いを推進するための「森林計画制度」、森林の土地の適正な利用を確保するための「林地開発許可制度」、水源涵養、災害防備等の公共目的を達成するための「保安林制度」等を挙げられている。

【FSCナショナルリスクアセスメント（日本）】

項目	リスク判定
1. 違法に伐採された木材	低リスク
2. 伝統的権利、人権を侵害して伐採された木材	低リスク (特定エリア：北海道)
3. 高い保護価値を有し、その価値が施業活動によって脅かされている森林で伐採された木材	低リスク
4. 天然林の転換を目的とした伐採によって搬出された	低リスク
5. 遺伝子組み換え樹木が植えられたエリアから伐採された木材	低リスク

注：FSCジャパンにおいて、ナショナルリスクアセスメントを5年ごとに更新

【我が国の森林面積の推移】



資料：林野庁「森林資源の現況」（令和4年3月31日現在）・林野庁業務資料

出典：TNFD「Additional sector guidance - Forestry, pulp and paper」「Additional sector guidance - Engineering, construction and real estate」、
<https://tnfd.global/wp-content/uploads/2024/06/Additional-Sector-Guidance-Forestry-and-paper.pdf>
<https://tnfd.global/wp-content/uploads/2025/01/Additional-sector-guidance-Engineering-Construction-and-Real-Estate.pdf?v=1737568860>

出典：森林に関するTNFD情報開示の手引き：https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyuu_tayousei/attach/pdf/top-14.pdfを引用した。

2025/8/8

©Japan Forest Technology Association

8

2.【参考】合法かつ持続可能な森林経営

- 「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」では、改正前のクリーンウッド法において合法性の確認に活用できる書類や、そのうち伐採後の更新の担保にも活用できる書類を例示。

建築物への木材利用に係る評価ガイドンス（概要版）抜粋

伐採の種類		書類（※）
民有林	普通林の伐採	森林経営計画対象森林の伐採 森林経営計画認定書及び森林経営計画書 森林経営計画に係る伐採等の届出書（森林法第15条）
	森林経営計画対象森林以外の伐採 （伐採後も森林として維持する場合）	伐採及び伐採後の造林の届出書（森林法第10条の8） 適合通知書
	その他伐採造林届出書の提出が不要な伐採	林地開発許可書（1ha超（太陽光発電設備の設置が目的の場合は0.5ha超）の林地転用に伴う伐採の場合） 森林所有者等による独自の証明 伐採行為の根拠となる法令又は処分に係る書類
	保安林の伐採	保安林（保安施設地区）内立木伐採許可決定通知書、保安林（保安施設地区）内択伐（間伐）届出書、保安林（保安施設地区）内緊急伐採届出書等（届出書については、受理通知書がある場合は受理通知書、ない場合は都道府県長の受領印押印済の届出書）
国有林	国有林野の伐採	森林管理者等と交わした売買契約書 （樹木採取区内での樹木の採取については、樹木料の確定通知）
上記以外の伐採	森林法以外の法令により立木伐採の制限がある森林の伐採	伐採行為の根拠となる法令又は処分に係る書類
	法令による伐採手続が不要な伐採（2条森林の伐採）	森林所有者等による独自の証明
	森林認証材に係る伐採	FSC又はPEFC/SGEC森林認証に係る証明書
	地域材に係る伐採	都道府県や市町村が独自に行う地域材証明制度に基づく証明書

※下線は森林の伐採後の更新が担保されることの確認にも活用できる書類。これら以外の書類に基づく伐採については、伐採後の更新が担保されるかどうかは場合によるため個々に確認する必要がある。なお、本表は改正前のクリーンウッド法に基づくものであり、改正法の施行（2025年4月1日）後は一部変更となっていることに留意。改正クリーンウッド法に関する最新の情報は林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を参照。
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

2025/8/8

©Japan Forest Technology Association

9

3. 議論(2)情報の種類等

- 持続可能性に配慮した木材の考え方を整理すると、以下のように考えられる。

- ① 合法性が確認でき、かつ森林の更新の担保が確認されること。またその情報が利用者まで提供されること。
- ② 持続可能性に関する追加的な取組に関する情報

「持続可能性に配慮した木材」に係る情報の種類のイメージ

	既存の制度等への対応に係るもの	独自の取組に係るもの	国際的な枠組への対応に係るもの
特徴	・ 制度を起点として幅広く対応可能	・ 個別の事業者が独自に対応	・ トップランナーの事業者が先行して対応
情報の内容	・ 合法性が確認※でき、かつ森林の更新の担保が確認できるもの（「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」にて整理済）	・ 経営体としての独自の取組・宣言（森林認証の取得、再造林率、生物多様性に係る宣言等）	・ 国際的な枠組（TNFD、CDP、EUDR他）への対応に係る情報
留意点	・ クリーンウッド法上、川下の事業者（建築事業者等）に対しては合法性の証明書類は提供されない。 ・ 評価ガイドンスの作成後にまとめられた生物多様性の保全に配慮した森林施業の取扱いは反映されていない	・ 川上は持続可能性の証明のための情報を模索しているが、川下が求める情報が分からない	・ 国際的な枠組が検討途上であり、日本の特徴に応じて必要な情報が不明確

※「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）に基づく証明書もクリーンウッド法の合法性確認に利用可能。

追加検討の方向性

- 生物多様性に関しては、生物多様性保全配慮型の森林経営計画の運用が始まったことから、その活用についても織り込む。国際的な枠組みにおいても生物多様性の評価手法は発展途上のため、評価に当たって重視されている視点の整理・提示等を検討する。追加調査（ヒアリング）の結果も反映。
- 国際的な枠組みへの対応について、国内制度の活用も含め、川上が対応しやすい情報について整理。

2025/8/8

©Japan Forest Technology Association

10

3. 【参考】 生物多様性保全に向けた森林経営計画の運用見直し

(R7.3.24施行)

- 「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を踏まえ、森林経営計画の長期の方針の一部として、生物多様性を高めるための活動やそのモニタリング手法を記載（宣言）できるよう、計画書の模範様式を見直し。
- 認定書において、生物多様性を高めるための活動に取り組む旨が記載された計画であることを確認した旨の一文を追記し、木材需要者に情報伝達できるよう工夫。

■ 森林経営計画の運用通知 ※下線部を今回追加

1 森林の経営に関する長期の方針

(1) 森林の経営に関する基本方針

ア 森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営

森林の経営に関する基本方針については、森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営について記載する。

なお、生物多様性の保全について、公益的機能別施業森林区域の内外別に以下の項目に準拠して記載する。

- ① 保護地域の内外別（必須）、遷移段階、森林の分断状況などを踏まえた保護の取組（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、特別母樹林、史跡名勝記念物などの保護面積及び対象森林に占める割合を記載）
※ 保護地域内の森林がない場合にあっては、天然林の保全方法など生物多様性の保全のための森林の施業及び保護の方針について記載する。
- ② 森林性の在来種の数、絶滅のおそれのある野生生物の種の数及びその保護の取組（任意）

イ 目標とする森林の姿とそれに向けた森林の施業及び保護

継続的に森林経営計画を立て、これに基づいて、持続的な森林整備・保全や、目指す森林の姿とそれに向けた森林施業及び保護など40年以上の期間に係る森林経営についての基本方針を記載する。

なお、生物多様性を高めるための活動及びそのモニタリングについて任意に記載するときは、別紙様式「森林の生物多様性を高めるための取組」を用いるものとする。

(別紙様式) 生物多様性を高めるための取組

1 計画対象森林で取り組む活動

チェック欄	活動内容	時期	場所
<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>

2 モニタリング

項目	内容
活動状況のモニタリング	...
森林環境の状態のモニタリング	...

任意に記載

認定申請

森林経営計画認定書

〇〇林業 殿

△△町長

認定請求のあった森林経営計画については、…これを適当であると認定する。

なお、本計画には、森林の経営に関する長期の方針として、森林の生物多様性を高めるための活動に取り組む旨が記載されていることを確認した。

2025/8/8

©Japan Forest Technology Association

11

3. 【参考】 (別紙様式) 生物多様性を高めるための取組

- 別紙様式は、認定請求に際して、生物多様性を高めるための活動に取り組むことの記載があることを確認した旨を認定書に記載されることを希望する場合にのみ提出。
- この場合、生物多様性を高めるために必須となる共通的な活動（表中の●）の全てと、活動状況や森林環境の状態のモニタリングに取り組むことが明記されている必要。

1. 計画対象森林で取り組む活動

- は森林の種類・状態等に関わらず共通して全域で取り組むべきもの、○は状況に応じて取り組むべきもの

チェック欄	活動内容	実施時期	実施場所
<input checked="" type="checkbox"/>	● 様々な樹種、林分構造、林齢、遷移段階等から構成される森林配置の計画	通年	全域
<input checked="" type="checkbox"/>	● 溪畔林等の保全、生物多様性保全に配慮した伐採・更新の実施	通年	全域
<input checked="" type="checkbox"/>	● 架線又は集材路の設置による保護樹帯又は保残木への影響の最小化	通年	全域
<input checked="" type="checkbox"/>	○ 長伐期化、帯状又は群状伐採による複層林化	通年	人工林
<input type="checkbox"/>	○ 尾根筋保護樹帯の設定・保残		
<input checked="" type="checkbox"/>	○ 侵入広葉樹、枯損木、樹洞木、経済合理性の低い箇所等の保残	通年	人工林
<input type="checkbox"/>	○ 植栽に必要な最小限の刈払い、整地		
<input type="checkbox"/>	○ 採取地が明らかな種苗の使用		
<input type="checkbox"/>	○ 水源域における生分解性チェーンソーオイルの使用		
<input checked="" type="checkbox"/>	○ シカ食害対策のための防護柵や単木保護資材の設置、わなや銃器等による捕獲等	通年	全域
<input type="checkbox"/>	○ 外来種の駆除		
<input checked="" type="checkbox"/>	● 絶滅危惧種等の生育・生息情報の収集	通年	全域
<input type="checkbox"/>	○ 絶滅危惧種等の生育・生息が認められた場合の専門家への相談、保全		
<input type="checkbox"/>	○ 里山資源の継続的利用（定期的な伐採・保育、広葉樹用材材への誘導等		
<input type="checkbox"/>	○ 計画的な火入れの実施		
<input type="checkbox"/>	○ その他（ ）		

2. モニタリング

項目	内容
活動状況のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ● 伐採、造林、作業路網の設置等の活動は、森林法第15条に基づく「森林経営計画に係る伐採等の届出書」に記載し、写しを保管する。 ● シカ食害対策に係る活動は、定期的な巡視結果を記録する。火入れ活動は、実施箇所の写真を保管する。 ● 絶滅危惧種等の生育・生息状況の収集は、本計画に基づく活動の実施に先立って、〇〇県のレッドリスト（植物編、鳥類・昆虫編）を確認するとともに、〇〇社のアプリ〇〇を活用し、地域に生育・生息する可能性のある種を把握する。
森林環境の状態のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ● 伐採等の活動の実施により森林の状況に変化がある場合には、定期的に（少なくとも5年間の計画期間のうちに1度以上）、森林巡視による観察や林況の写真撮影などにより記録する。 ● 普通種や絶滅危惧種等の生育・生息状況は、〇〇社のアプリ〇〇で随時記録するほか、地域住民やボランティア団体〇〇と協働して特定の種（〇〇）の定期的な調査を行う。 ● 本計画に従って産出される林産物の利用者等の関係者に対して、絶滅危惧種等の生育・生息状況に係る記録を除き、求めに応じて、モニタリング結果を提供する。

2025/8/8

©Japan Forest Technology Association

12

3. 【参考】木材利用とTNFD情報開示

- 世界では土地の転用や違法伐採などによる森林減少が自然劣化の大きな要因となっており、TNFD情報開示では、「持続可能な管理計画または認証プログラムのもとで調達」された木材・木製品の量の開示が求められている。
- 違法伐採は森林減少を引き起こすほか、地球温暖化防止や公正な木材市場の形成に悪影響を与えるおそれがある。
- このため、クリーンウッド法に基づく合法性確認木材であることが重要である。
- 森林経営計画対象森林※や国有林野由来の木材、SGEC/PEFC、FSCなどの認証材は、「合法性確認木材」かつ「持続可能な森林経営由来の木材」となり得る。
- また、国産材は、森林減少のリスクはほぼなく、低リスクと評価されている。

森林経営計画の概要

【目的】

- 森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的に、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画

【森林経営計画の特徴】

- 適切な伐採量や伐採規模、植栽等の基準を満たしつつ、市町村森林整備計画と適合するよう計画を作成森林の生物多様性を高めるための取組（モニタリングを含む）について任意に記載が可能



出典：森林に関するTNFD情報開示の手引き：https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/tayousei/attach/pdf/top-14.pdfを引用した。

2025/8/8

©Japan Forest Technology Association

13

4. 議論(3)情報の確認・伝達

- これまでの調査において、以下の事例を把握。

① 情報の連鎖により伝達（オープンな流通・情報伝達）

- ・ クリーンウッド法に基づく合法性確認の徹底、詳細な情報は供給先からの要望に応じて提供（ノースジャパン素材流通協同組合）

② 情報を相対で伝達（メンバーシップ内でのクローズドな流通・情報伝達）

- ・ 製品単位の情報をサプライチェーン関係者が同時に情報共有することが可能なプラットフォームの構築（伊佐ホームズ）
- ・ 自社で調達先となる工場を確認・選別し独自のサプライチェーンを構築（住友林業、竹中工務店）
- ・ 森林認証におけるCoC認証（登米町森林組合）

③ 林業経営体の取組を発信

- ・ 木材流通はCoC認証の元で行うが、独自の取組の発信により施主と直接連携（登米町森林組合、南三陸森林管理協議会）
- ・ 木材利用促進協定を活用し、再造林を促進する川下の取組とセットで発信（佐伯広域森林組合）

➤ 追加検討の方向性

- 今後は、事業者の実情を踏まえ、情報の種類に応じた伝達方法を整理。
- 追加調査（ヒアリング）による実践例の把握結果も反映（後述）

2025/8/8

©Japan Forest Technology Association

14



5. 議論(4)関係者の役割①

- これまでの調査において、以下の事例を把握。
 - プラットフォームを通じて施工者から山元・製材所に直接支払うことで山元への還流と関係者の信頼向上を達成（伊佐ホームズ）
 - 木材利用促進協定を活用し、再生林にかかるコストを含めた価格をサプライチェーンの関係者間で設定（佐伯広域森林組合）
 - 独自の取組に共感する施主に直接販売（材工分離）（登米町森林組合）
- 川下・川中を含む関係者の役割には、様々なパターンが想定。

関係者の役割のイメージ

	川上（森林経営）	川中（木材加工・流通）	川下（建築事業者等）
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能性への配慮の実施主体 	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能性に配慮した木材（原木）の調達・加工・出荷 デュー・デリジェンスの実施 情報の収集と管理 等 	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能性に配慮した木材の調達・利用（調達や利用方針の策定） 川上から川下までの連携体制の構築 情報開示と報告 等

- さらに、持続的な森林経営に係る我が国の既存の制度（森林経営計画等）が企業評価でも活用されるよう、川上から川下までの徹底した取組と、対外的な情報発信も重要。

追加検討の方向性

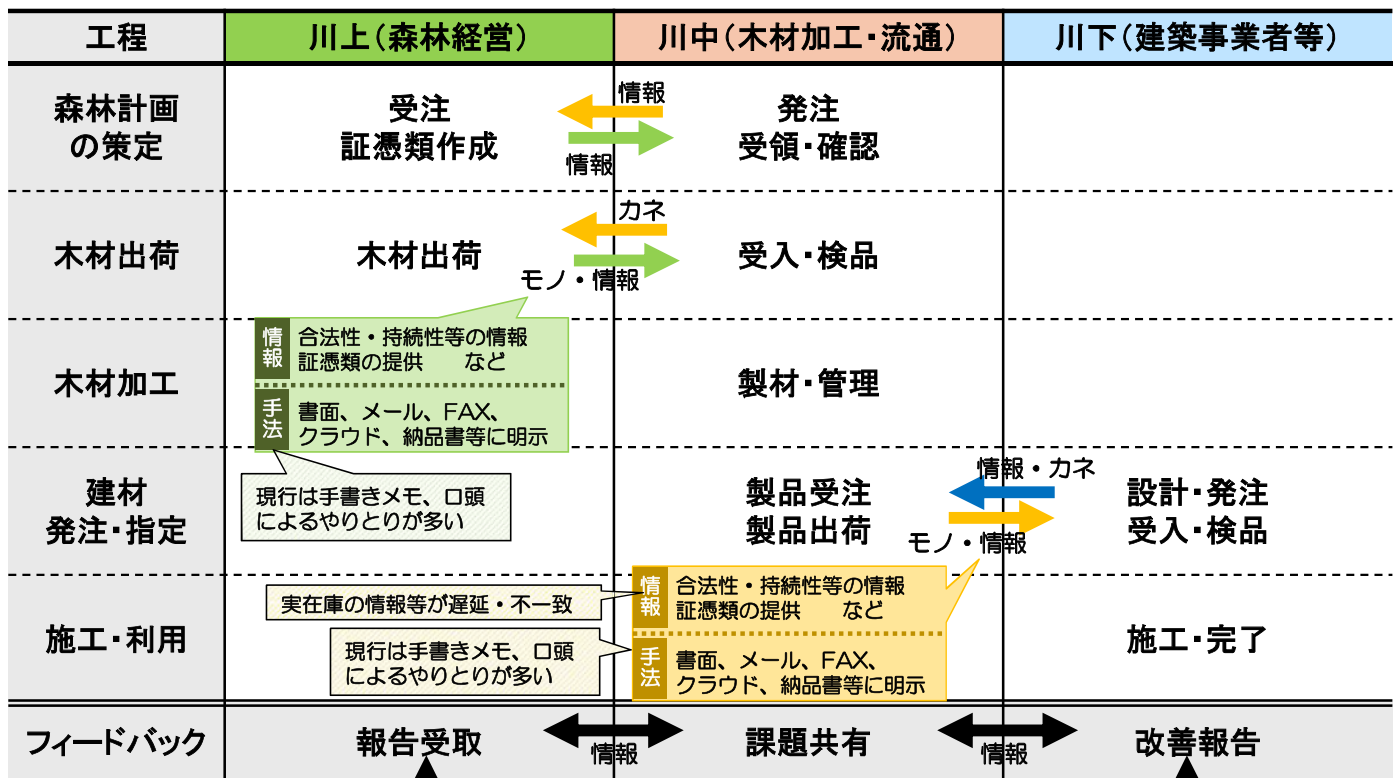
- 今後は、役割の整理に向けた着眼点をさらに整理。
- 持続可能性に配慮した木材に係る追加的コスト（認証等に係る手間、認証費用等）について、アンケートを実施予定（後述）。
- 持続可能性への配慮の情報の価値についても考慮して整理



5. 議論(4)関係者の役割②

要検討

- 持続可能性に配慮した木材に係る必要な情報の種類等や伝達方法より、サプライチェーン上の各関係者の適正な役割（分担）は、下記のように想定している。





6. 追加調査① アンケート【川上】

- ▶ 「持続可能性に配慮した木材」の供給における関係者の負担等の状況について、**各種取組（主に合法性確認・森林認証制度等）を実施している川上事業者（森林組合）に対してアンケートを実施し、整理する。**
 - ▶ 制度利用等に係る現状と課題を整理することで、**持続可能性に配慮した木材供給に向けた追加的コスト（現状の手間や費用等）の現状を洗い出すことが可能である。**

アンケート実施の背景（過年度の意見等）

- ▶ 昨年度の検討委員会における意見等を受け、**持続可能性に配慮した木材供給を行うための【価値の配分】について、整理が必要**
 - ▶ 情報開示に要するコストや負担について定量的に議論できるとよい。
 - ▶ 木材調達における付加価値としての価格アップの可能性について整理してほしい。
 - ▶ コストの価格転嫁と付加価値化は結果的に買取価格の上昇となるが、その意義と実行プロセスは全く異なるものであり、課題、整理の方向も分けて整理すべき。
 - ▶ 川上・川中から川下への追加的な情報提供に要するコスト負担は情報の利用者（施主含む）を前提としてほしい。
 - ▶ 川上が認証取得の費用負担をしても価格が合わないため、認証材の供給量を増やすことが難しい。
 - ▶ 中小以下の規模の川下企業では国際的な動向に合わせた対応のためにコスト負担することは難しい。
 - ▶ 森林認証やCDPへの対応コストが大まかでもわかると議論しやすい。



- 持続可能性に配慮した木材供給に係るコスト（再造林・認証取得・追加的な情報伝達等）の適切な分担に向けた議論を深めるため、実態の把握が必要。

2025/8/8

©Japan Forest Technology Association

17



6. 追加調査② アンケート設問想定【川上】

要検討

目的	持続可能性に配慮した木材の供給拡大に向けた課題を明らかにするため、各種取組（主に合法性確認/森林認証制度等）に係る関係者の負担等の状況等について調査する。
対象	全都道府県の森林組合（607組合）を対象
① 基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> • 貴組合の所在都道府県 • 組合種別（都道府県or市町村・群） • 年間素材生産量（m³） • 認証材の取扱比率（%）（売上または伐採量ベース） • 組合員林家数・総面積（規模感把握用）
② 合法性確認 取得情報	<ul style="list-style-type: none"> • 合法木材供給事業者認定の取得状況（取得済み、未取得・検討中、検討中、未取得） • 取得に係る初期費用総額（万円（税抜））（登録料、審査料等） • 年間の維持費用総額（万円/年（税抜））（更新審査、文書整備等） • 合法性を証明する書類の準備、取得に係る費用はどの程度か（1件あたりのコスト感） • 合法性に関する対応業務に要する手間、時間はどの程度か（手続き・証明発行に要する人員（人工/年）等）
③ 森林認証の 取得状況等	<ul style="list-style-type: none"> • 取得済の森林認証制度（FSC、PEFC/SGEC、その他） • 認証取得年 • 認証形態（単独、グループ、地域主体、検討中、未取得） • 取得に要する初期費用総額（万円（税抜））（登録料・審査料等） • 年間維持費用総額（万円/年（税抜））（サーベイランス・更新審査含む） • 取得及び維持に関する対応業務に要する手間、時間はどの程度か（認証等の対応人員（人工/年）等） • 取得による販売単価上昇（プレミアム）（単価を聞く もしくは 割合を聞く）
④ 自治体・企業 との木材利用 協定等の状況	<ul style="list-style-type: none"> • 締結している協定・連携の件数・種類・内容（自治体との公共調達協定、企業向け長期供給協定等） • 協定の維持や報告に要する年間費用（万円/年）（会議、書類作成等） • 協定により増加した年間取扱量（m³）（協定前後との比較） • 協定の需要・効果の評価（大幅に増加、やや増加、変化なし、減少）
⑤ その他環境・ 社会関連	<ul style="list-style-type: none"> • 持続可能性の発信のためのその他認証等（自主的な取組を含む） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 取得に係る初期費用総額（万円（税抜））及び年間維持費用（万円（税抜））（又は自主的取組の費用） ▶ 各認証等の取得（実施）理由（顧客要請、補助金要件、PR・ブランディング、環境価値の向上等） • 取得（実施）後に感じる課題（コスト過多、人的負担の増加、需要につながらない、制度が複雑等）
⑥ 支援・改善策	<ul style="list-style-type: none"> • 必要と感じる支援策（初期費用補助、維持管理費補助、人材育成、市場創出、簡素化された基準等） • 本調査への期待（ガイダンスに期待すること）



- ①②以外については該当者のみ回答いただく方針。
- CoC認証に係る流通管理関連（認証材と非認証材の分別管理等）についても**確認する必要がある**か。また、**アンケート対象は森林組合でよい**か。

2025/8/8

18



6. 追加調査③ ヒアリング【川下】

- 川下（建築事業者・建築主）における持続可能性に配慮した木材の調達に係る実態や持続可能性への配慮の付加価値化に係る認識について把握するため、ヒアリングを実施。
- 対象者の選定にあたっては、「建築物木材利用促進協定」の締結者や『森林の生物多様性を高めるための林業経営 事例集（R6.3）』の活動者も参考にして先進的な取組を実施している事業者等を抽出。

調査対象者（案） | 川下（建築事業者等）

- ゼネコン（総合建設） **2件**
 - **共通事項** | 主に非住宅を中心に実施している事業者
 - **株式会社大林組**（(株)大林組×(株)内外テクノス×大林新屋不動産(株)×農林水産省・経済産業省・環境省）
 - 「建築物木材利用促進協定」で国と協定を締結した（令和5（2023）年2月3日から令和9（2027）年3月末まで）。
 - **清水建設株式会社**
 - 参考にした抽出条件には当てはまっていないが、平成21（2009）年に独自に「シミズ生物多様性ガイドライン」を制定し、持続可能な社会の実現の貢献に向けて取り組んでいる。
- デベロッパー（不動産） **2件**
 - **共通事項** | 住宅・非住宅の両方を実施している事業者
 - **三菱地所株式会社**
 - 「森林の生物多様性を高めるための林業経営」の活動者である（群馬県みなかみ町・（公財）日本自然保護協会と生物多様性保全の取組を実施）。
 - **三井不動産グループ**（三井不動産グループ×北海道森林組合連合会×北海道木材産業協同組合連合会）
 - 「建築物木材利用促進協定」で道等と協定を締結した（令和4（2022）年10月31日から令和8（2026）年3月末まで）。
 - 「森林の生物多様性を高めるための林業経営」の活動者である（グループ保有林における生物多様性保全の取組を実施）。
- 自社ビル等での利用者 1件程度

2025/8/8

©Japan Forest Technology Association

19



6. 追加調査④ ヒアリング内容想定【川下】

要検討

No.	聞き取り内容の想定
1	<ul style="list-style-type: none"> • 基礎情報（事業概要、従業員規模、完成工事高 等）
1 補足	<ul style="list-style-type: none"> • 木材を扱う主な領域（住宅、非住宅 戸建て、中規模、内装 等） • 直近1年間の木材使用量（概算m³/年、/月） • 持続可能性に配慮した木材（サステナブルな木材）の採用案件比率（%） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 採用率の変動要因（顧客要望、入札要件、社内方針 等） ➤ 採用された代表的な案件の木材費比率（総工事費に占める%）
2	<ul style="list-style-type: none"> • 国内の建築物に持続可能性が担保された部材を調達することについて <ul style="list-style-type: none"> ➤ 持続可能性に係る国際的な動きを踏まえ、今後どのようなことに留意が必要と考えているか。 ➤ 現時点で、調達上の課題として感じていることはあるか。 ➤ 持続可能性への配慮の確認のため必要な情報は何か。
2 補足	<ul style="list-style-type: none"> • 持続可能性に配慮した木材（サステナブルな木材）の調達方針（適用範囲、運用状況）
3	<ul style="list-style-type: none"> • 持続可能性に配慮した木材の付加価値について <ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業評価、ブランド、顧客評価への影響の有無 ➤ 販売単価の上振れはあるか否か
4	<ul style="list-style-type: none"> • 持続可能性に配慮した木材の追加的コストについて <ul style="list-style-type: none"> ➤ 認証、分別、証憑等による追加的コスト（追加される原価）があれば教えてください。 ➤ 追加的コストの最大受容可能性を教えてください（例えば、材料費に対して何%まで許容可能か） ➤ 施主価格を上げずに自社で負担可能な追加的コストの割合を教えてください。 ➤ 受容可能にするための上位条件は何か（例 安定供給、短納期、証憑簡素化、規格統一、標準在庫 等）
5	<ul style="list-style-type: none"> • 持続可能性に配慮した木材の付加価値化を阻害する要因（上位）について <ul style="list-style-type: none"> ➤ 価格転嫁が困難、追加的コストの不確実性、不安定な供給、納期が長い、規格等の不整合、証憑煩雑 等 • 行政・業界に期待する支援策（上位）について <ul style="list-style-type: none"> ➤ 仕様・証憑の標準化、デジタルトレーサビリティ、供給安定化のスキーム、入札での明確な優遇 等

2025/8/8

©Japan Forest Technology Association

20



【過年度に引き続き留意】持続可能性に配慮した木材供給に向けた検討等の2つの視点

- ① 持続可能性に配慮した木材供給の際に木材供給事業者（川上・川中）が求められる取組の水準
- ② 木材供給事業者（川上・川中）が上記の水準を満たしていることを確認し、かつ、その情報を建築事業者等（川下）まで伝達する方法

本日、ご議論いただきたい事項

➤ (1) 全般的な事項

- ガイドランスの位置づけ・役割（昨年度成果の振り返り）
- 「持続可能性に配慮した木材」の考え方（生物多様性等を含む）

➤ (2) 情報の種類等、(3) 情報の確認・伝達、(4) 関係者の役割

- 持続可能性に配慮した木材の供給に係る取組に関するアンケート
- 建築物の発注者（木材の最終需要者）や、先進的な取組を実施している建設事業者等への追加調査

第2章 検討経過

検討委員会を各節のとおり開催した。また、委員からの意見を抽出し、以下のように5つの項目で整理した。

委員からの意見を5つの項目で整理

- ① 検討にあたり考慮すべき情報等に係る意見
- ② 取り扱う情報や取組の内容等に係る意見
- ③ 取り扱う情報や取組の水準等に係る意見
- ④ 求められる情報の提供可能性に係る意見
- ⑤ その他留意事項等

なお、5つの項目で整理するにあたっては、委員会ごとに大項目（整理内容）を設定した。2.1（第1回検討委員会）では、1.2.2に示した「具体的な整理すべき2つの内容」を大項目とした。2.2（第2回検討委員会）では、文献調査等や聞き取り調査（事例調査およびヒアリング）の結果より「調査結果から抽出された課題と整理の方向（3区分およびその他）」を大項目とした。2.3（第3回検討委員会）では、第2回検討委員会で示した「課題と整理の方向性」を、委員の意見を基に再整理し、「持続可能性に配慮した木材に関する課題と対応策（4区分）」を大項目とした。

2.1. 第1回検討委員会

日時 令和6（2024）年10月24日（木）14時00分から16時30分まで

場所 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 9階 バンケットルーム9E

委員数 10名（2名が当日欠席したが、事前に意見聴取を行い、その結果を反映した）

議事は、以下のとおりである。

- (1) 事業の実施計画
- (2) 事業の調査項目
- (3) 意見交換
- (4) その他

【1. 持続可能性に配慮した木材の考え方】

②取り扱う情報や取組の内容等に係る意見：

- ◇ 「持続可能性に配慮した木材」について、参加者の間で認識の差がある可能性があり、具体的な形で意思統一を図った方が良い。
- ◇ 持続可能性に配慮した木材とは、森林経営計画の下で生産された材である必要。なお、人工造林を伐採後に天然更新する場合については留意が必要。

- ◇ 持続可能性に配慮した木材とは、再造林だけでなく、針広混交林化等生物多様性保全を意図した伐採や天然更新があることに留意すべき。

【2. 持続可能性に配慮した木材の情報伝達のあり方】

①検討にあたり考慮すべき情報等に係る意見：

- ◇ 改正クリーンウッド法に基づいた情報の伝達等を行うための無料の Web システムができるという話を聞いており、活用できればコスト低減になるのではないかと。

②取り扱う情報や取組の内容等に係る意見：

- ◇ 現在の木材・木材製品の合法性の証明方法（既存のクリーンウッド法の活用など）から離れたものとならないことが重要。
- ◇ 欧米向けには森林の国際認証があるが、日本においては改正クリーンウッド法に持続可能性を追加し、再造林までセットという日本発の仕組みを作り上げる必要があるのではないかと。
- ◇ 現状は認証材が高く売れたことがないため、認証や CO2 排出削減ラベリング等の取組が可能な買取価格となる市場が必要。
- ◇ ガイダンスを進めていくためには、特に「意欲と能力のある林業経営体」が持続可能性に配慮した木材の供給へのインセンティブを持てるようにする必要。

2.2. 第 2 回検討委員会

日 時 令和 7（2025）年 1 月 14 日（火）から 24 日（金）まで

形 式 書面にて開催し、意見書にて回答を聴取

委員数 12 名

議事は、以下のとおりである。

- (1) 調査結果について（中間報告）
- (2) 調査結果から抽出された課題と整理の方向について
- (3) その他

【1. 持続可能性に係る関係者の認識の違い】

①検討にあたり考慮すべき情報等に係る意見：

- ◇ 中長期的且つ俯瞰する視点をもって、持続可能性に配慮した木材を適正な価格で多面的に使用していくことを進め、その取り組みを社会に発信するという視点が重要。先駆的な取組を行う川下側の企業が、その取組の情報発信を行うことにより、ひいては立木価格の適正水準化に繋がると思われる。

- ◇ 川下が求めるトレーサビリティの情報に関するニーズの強さ（例えば：必須/あれば価格等反映可能/あれば商売上有益等）、建設事業者のデュー・デリジェンスの取組に対する反応をはじめ施主の持続可能性に配慮した木材への意識、川下が必要とする持続可能性に配慮した木材利用のための情報が何かを知りたい。

⑤その他留意事項等：

- ◇ 「生物多様性」という語については、混乱を避けるため、あくまで使用する木材の産地となる森林の維持や再生という意味で使用していることを明確にすべき。というのも、対象となる建築物の所在地にて、緑地やビオトープ等を増やすという取組においても「生物多様性」という語が使用されるため。

【2. 情報の確認・伝達手法】

①検討にあたり考慮すべき情報等に係る意見：

- ◇ 持続可能性に配慮した木材の調達について、川下が、どういった木材をどのくらいの数量でいつまでに必要かという情報発信を、どのような手段によって行っているのか、どのくらいの時間的余裕をもって行っているのか等を確認することや、その手段は適切か、課題は何かの検討も必要。
- ◇ 木材加工や流通に係る主体は規模の大小により、行動原理や行動能力に差がある。その差をふまえた課題設定を行い、解決策を見つけていくことが必要。
- ◇ 川中が、川上と川下の間の情報共有をどう図っているか／図れるか、あるいは双方に持続可能性に関する働きかけをどう行っているか／行っていけるかも、あるべき情報共有の仕組みを考える上で追加で確認することが必要。

②取り扱う情報や取組の内容等に係る意見：

- ◇ 既存の情報の活用により川上の負担が軽減される。クリーンウッド法など既存の制度や TNFD への対応等、川下企業がどのような情報を求めているのかを整理できるとよい。
- ◇ 持続可能性に配慮した木材の調達事例を作ることが何より重要。取り扱う情報や取組内容が、誰もが模倣可能な形は理想だが、結果的にどの木材も同じ状況となると、付加価値はなくなる。持続可能性に特に配慮した川上と、その木材を求める川下の連携によって、先駆的な事例が生まれるとよい。
- ◇ 森林経営計画を 2 段階にして「持続可能性に配慮された森林経営計画」として認定すれば、情報の連鎖において川上の負担は少なくなるのではないか。

③取り扱う情報や取組の水準等に係る意見：

- ◇ 川下に行くほど出所の異なる木材が混ざっていく。川下の求める情報の水準が高く

なるほど、分別管理の手間やコストがかかることや、川下からのトレーサビリティが困難になることについても言及すべき。

④求められる情報の提供可能性に係る意見：

- ◇ 持続可能性への配慮を小規模零細な 1 森林所有者に求めることには困難さが伴う。まずは大規模所有者あるいは森林組合というまとまりの中で考えることが重要。その観点で、関連情報の収集や森林所有者への共有について、森林組合として担えることを再確認することが必要。
- ◇ 森林法の遵守、合法木材や森林認証と段階を踏んでいく中で、森林所有者が情報の伝達に対応できるか、対応できないことに対してどのようなサポートが必要かを把握し、方策を検討することも必要。
- ◇ 情報のコーディネートを川上・川中・川下のどこが担うのかが課題。

【3. 価値の配分】

①検討にあたり考慮すべき情報等に係る意見：

- ◇ 情報開示に要するコストや負担について定量的に議論できるとよい。
- ◇ 木材調達における付加価値としての価格アップの可能性について整理してほしい。
- ◇ コストの価格転嫁と付加価値化は結果的には買取価格の上昇となるが、その意義と実行プロセスは全く異なるものであり、課題、整理の方向も分けて整理すべき。

⑤その他留意事項等：

- ◇ 川上・川中から川下への追加的な情報提供に要するコスト負担は情報の利用者（施主含む。）を前提としてほしい。
- ◇ 川上が認証取得の費用負担をしても価格が合わないことから、認証材の供給量を増やすことは難しい。
- ◇ 中小以下の規模の川下企業では、国際的な動向に合わせた対応のためにコスト負担することは厳しい。

【4. その他】

⑤その他留意事項等：

- ◇ 輸入木材を含めて日本での SCM について、海外へ発信することが重要。
- ◇ EUDR 等の運用方法も参考に社会や経済が求める持続可能性に関する尺度について状況に応じ整理してほしい。
- ◇ 持続可能性に関連した情報については、強制力をもって情報フローを構築していくことが必要。

2.3. 第3回検討委員会

日 時 令和7（2025）年2月21日（金）15時00分から17時30分まで
場 所 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 7階 カンファレンスルーム7C
委員数 11名（当日1名欠席）

議事は、以下のとおりである。

- (1) 第1回・第2回検討委員会における意見概要
- (2) 追加ヒアリング・事例調査結果
- (3) 課題と対応方向（案）について
- (4) その他

【1. 情報の種類等】

①検討にあたり考慮すべき情報等に係る意見：

- ◇ 国産材より認証材を求める大手ハウスメーカーもあるが、国産材を使う方向への変化はみられる。
- ◇ ゼネコンにおいて国産材を使うかどうかは、発注者の意向による。ゼネコンとしては、発注者から国産材を使いたいという意向が出てくれば対応できるようにコネクションを作っていくという対応になる。大手企業はTNFDやCDPへの対応が必須となっており、発注者層に変化は出てきていると感じている。

②取り扱う情報や取組の内容等に係る意見：

- ◇ 改正クリーンウッド法等の制度は持続可能性に配慮したものとして国際的に十分通用するもの。
- ◇ 次年度は独自の取組をどう取り上げるかがポイントになると考える。生物多様性については民間の独自の取組を収集して発信すべき。
- ◇ 森林認証について、ネイチャーポジティブへの対応状況等も踏まえて位置付けを整理すべき。

③取り扱う情報や取組の水準等に係る意見：

- ◇ 改正クリーンウッド法に基づき、合法性の証明と伝達に川上から川下まで徹底して取り組み、国際的に発信することが重要。
- ◇ 日本の森林計画制度に基づき伐採され、クリーンウッド法に基づき流通するものは持続可能性に配慮した木材として整理し世界に発信することが重要。一方で、国際的な企業のTNFD等への対応に向けた取組についても整理が必要。

【2. 情報の確認・伝達】

④求められる情報の提供可能性に係る意見：

- ◇ 改正クリーンウッド法の施行を控え、川下・川中からは合法性証明等の書類を全て提供してほしいとの依頼も来ている状況。原木の流通において、手間はかかるが合法性証明等の書類を川中（工場）に出すことは可能。

【3. 関係者の役割】

意見なし

【4. 全般的な事項】

⑤その他留意事項等：

- ◇ 国内には 250 万 ha の認証林があるが、山側では、認証材を求める人がいないとの声もあるので、情報のギャップが生じている可能性もある。
- ◇ 個別の企業を評価する TNFD や CDP の現在の指標では、再生林による人工林の経営が評価されない一方で、欧州全体の規則である EUDR は、森林劣化・減少に対応することを目的としており、その文脈では再生林が寄与する。それら異なる指標での評価があることに留意した上で、国際的な動向を理解することが必要。また、その視点から日本の強みを国際的に発信することが重要。
- ◇ 森林認証や CDP への対応コストが大まかでもわかると議論しやすい。

4. 4. 持続可能性に配慮した木材に関する課題と対応方向

4.1 から 4.3 において整理してきた内容を基に、表 4-3 のとおり持続可能性に配慮した木材に関する課題と対応方向を整理した。

表 4-3 持続可能性に配慮した木材に関する課題と対応方向

(1) 全般的な事項	
【課題】	【対応方向】
<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドンスの役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川上/川中/川下で共通認識を持った上で持続可能性に配慮した木材の利用を促進するものとして整理（「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」の別冊とすることも想定） ・ 森林組合、林業事業者等の森林管理の担い手、木材の流通・加工事業者、建築事業者等、建築物への木材利用のサプライチェーン上にある関係者が使用するものとして分かりやすく整理
(2) 情報の種類等	
【課題】	【対応方向】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能性に配慮した木材の要素 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の対象は建築物において利用される木材であり、「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」（R6.3）において整理された要素に加え、生物多様性の保全に配慮した森林施業など最近の動向への対応を整理
<ul style="list-style-type: none"> ・ 合法性の確認等既存の仕組みに加えて川上の事業者等が独自に行う、生物多様性保全等の取組に関して求められる情報の取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川下事業者と連携して行う取組も含め川上事業者の独自の取組に係る情報の取扱いについて、事例を基に情報の内容を整理
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な枠組みへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な枠組における林業分野で必要な情報の内容を日本の森林及び関係者の特徴を踏まえて整理
(3) 情報の確認・伝達	
【課題】	【対応方向】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の実情を踏まえた情報の伝達方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の種類に応じた伝達方法を整理
(4) 関係者の役割	
【課題】	【対応方向】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能性への配慮に関する情報の利用者や情報の伝達に関わる者等について、求められる役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川下・川中を含む関係者の役割には、様々なパターンが想定されることから、役割の整理に向けた着眼点を更に整理

表 4-3 に示した課題と対応方向の具体的な内容について、以下に示す。

また、本節で整理した内容は、次年度以降に作成を目指すガイドンスの構成要素（本事業に関連する制度等や建築事業者等（川下）から求められる具体的な要件、これらの要件を満たす上での課題・対応策）になるものと考えられる。

(1) 全般的な事項

【課題】ガイドンスの役割

次年度以降に作成を目指すガイドンスを作成するにあたって、木材供給事業者（川上・川中）に対して的確な情報提供を行うために、過年度の評価ガイドンスとの関係を含めた位置付けや目的、対象者を明確に示す必要がある。

4.1 のとおり、評価ガイドンスは「持続可能な木材の調達」等の視点から、主に建築事業者等（川下）を対象に作成されており、これを踏まえると、木材を供給する側である木材供給事業者（川上・川中）の視点も含め、建築物への木材利用のサプライチェーン上にある関係者を対象として、ガイドンスを作成することが想定される。

また、ガイドンスの対象が広範囲となることから、ガイドンスの活用方法や期待される効果を明確に示し、各関係者が共通認識を持った上で読み解くことができるよう留意が必要となる。具体的には、事例等を交えて関係者間の連携や情報共有のあり方を理解しやすくするとともに、各関係者が理解しやすい用語を使用し、専門用語に関しては適切な解説等をつけるといった工夫が望まれる。

(2) 情報の種類等

【課題①】持続可能性に配慮した木材の要素

「持続可能性に配慮した木材」の要素については、改正クリーンウッド法において合法性の確認に活用できる要素を前提に、かつ、評価ガイドンスで示された評価方法を念頭に、生物多様性保全に配慮した森林施業等の昨今の動向も追加する必要がある。一方で、要素が拡大するほどに、特に木材の供給側である木材供給事業者（川上・川中）の追加的情報開示にかかる負担が増加することが考えられる。

このため、ガイドンスで取り扱う「持続可能性に配慮した木材」の要素は、可能な限り既存の制度等で収集される情報を活用できるように示すことで、追加的情報開示にかかる手間やコスト負担が軽減されるように留意することが必要だと考えられる。

【課題②】合法性の確認等既存の仕組みに加えて川上の事業者等が独自に行う、生物多様性保全等の取組に関して求められる情報の取扱い

合法木材を担保するために必要な情報や根拠となる書類等は、図 4-2 に示した一覧が既に存在している。一方、その中で具体的にどのような情報や根拠となる資料等で担保するか整理されていないものについては、必要な情報等を整理する必要がある。

例えば、近年整備された国内外の制度に対応して、先行して取り組む事業者等の事例を収集し、提供可能な情報（例：森林の更新計画、生物多様性モニタリングの結果等）について、一覧を作成することが考えられる。また、情報の信頼性を確保するための第三者による検証の仕組みについても事例を収集し、これらの情報を類型化して整理することで、より信頼性の高い情報の取り扱いを検討することが可能となると考えられる。

【課題③】国際的な枠組みへの対応

国際的な枠組みについては、過年度の評価ガイダンスでまとめた情報を活用しながら、次年度以降に作成を目指すガイダンスについても関連付けて整理する必要がある。

特に、持続可能性の一要素である生物多様性保全については、現状は諸外国においても取組の評価方法については流動的である。国際的な森林認証制度や企業の評価開示においても生物多様性保全を評価要素に導入を検討または導入したところであり、これらの最新動向を踏まえて整理する必要がある。

また、我が国の森林には人工林が多く、森林所有者の多くが小規模零細であるという特徴があるため、このような特徴を踏まえた国際基準の解釈および適用方法を検討していく必要がある。一方で、各事業者が国際的な枠組みにどの程度の対応が可能なのかについては、事業規模や形態によって異なる。

このため、事業者の規模や形態に応じて、国際的な枠組みへの対応可能な範囲を分類また整理することで、他の事業者の参考となり、また先進的な取組の普及促進につながるようなガイダンスにすることが必要だと考えられる。

(3) 情報の確認・伝達

【課題】事業者の実情を踏まえた情報の伝達方法

4.2のとおり、各調査結果により情報の伝達方法を「①情報の連鎖による伝達」、「②情報を相対で伝達」、「③林業経営体の取組を発信」の3つに区分できた。これらを踏まえた上で、「(2)情報の種類等」に応じて整理する必要がある。

「①情報の連鎖による伝達」では、改正クリーンウッド法の下で今後取組が加速することが想定されるが、「②情報を相対で伝達」は、川上・川中・川下のそれぞれがプラットフォームや独自のサプライチェーンを構築して情報交換を行うことや、森林認証等で確認するなど、多様な事例があることが確認された。

そのため、各事業者が自ら適した取組を選択しやすいように、多様な事例を整理して提示することが重要である。

(4) 関係者の役割

【課題】持続可能性への配慮に関する情報の利用者や情報の伝達に関わる者等について、 求められる役割

持続可能性への配慮に関する情報のコーディネートを川上、川中、川下のどこが担うのか、その情報開示にあたっての追加的なコスト負担を川上、川中、川下のどこが担うのか等については、適切な情報の伝達を継続するにあたって重要な課題である。

各調査結果から、川上、川中、川下のそれぞれが主軸となって取り組まれてきた事例が確認された一方で、取組の背景（事業規模やデジタル技術の活用等）が多様であるために、今後は、関係者の役割の整理に向けた着眼点を、さらに整理していく必要がある。



令和7年度 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業のうちCLT・LVL等の利用拡大のための環境整備
持続可能性に配慮した木材供給・利用に係るガイダンス(素案)※仮称

参考資料2

- 林業経営体、木材加工・流通事業者、建築事業者、最終需要者等が共通認識を持って、持続可能性に配慮した木材供給を行うための手法を解説

ガイダンス検討の背景・課題・目的

ガイダンス検討の背景

- 持続可能な社会の実現に向けた世界的な動向も踏まえ、建築分野では、利用する木材の持続可能性への関心が拡大(TNFD等)
- 国内人工林の多くが利用期を迎えており、再造林の推進を含めた持続的な森林経営の確立、持続可能性への配慮の発信を通じた木材利用の促進が重要

持続可能性に配慮した木材供給の課題

- 需要側・供給側 | 持続可能性への配慮として何をすればいいのかわからない
- 供給側 | 森林認証を受けても需要に結びつかない等
- 需要側 | 合法木材でも伐採後に再造林される木材がわからない、森林認証材は手に入りにくい

ガイダンス作成の目的

- 持続可能性に配慮した木材供給の手法を解説し、建築物への木材利用に係るサブライチエーション上の関係者における共通認識の醸成と具体的な取組を促す
- 最終的には関係者ごとの価値向上と持続可能な社会の実現に貢献することを目指す

第1章

ガイダンス利用者にとって望ましい主な取組

持続可能性に配慮するために必要な情報

- TNFDでは持続可能な管理計画又は認証プログラムの下で調達された木材の量の開示を要求
- CDPやEUDRでは森林減少(天然林の転換等)を招いていないこと、トレーサビリティを重視
- 再造林の実施や生物多様性保全の情報が必要とされる場合も

第2章

持続可能性に配慮した木材の必要手法

- 情報の種類/伝達方法/関係者の役割を意識して、必要な木材量のスケールや情報開示の目的に応じて選択することが重要
 - 合法性に加えて更新を担保する国内制度の遵守(TNFD/EUDR対応にも)
 - 森林認証の活用(方法論は確立しているが、認証や分別管理の負担を考慮する必要)
 - 生物多様性保全等を意識した施業・モニタリングの発信(新たな森林経営計画の活用等)
 - 協定等により需要者等が林業経営体等と直接連携して持続可能性に係る取組を発信することも可能

第3章

【別冊】取組事例集、用語集…

